

上越市国土強靱化地域計画（案）

（令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月）

目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 基本的な考え方	1
(1)計画の位置づけ	
(2)計画の期間	
3 計画の目標	2
(1)基本目標	
(2)事前に備えるべき目標	
4 強靱化の推進	2
(1)脆弱性評価の考え方	
(2)リスクシナリオ	
(3)リスクシナリオへの対応方針	
5 計画の推進と見直し	14
(1)計画の推進	
(2)計画の見直し	

1 計画策定の趣旨

これまで日本は、度重なる大災害により様々な被害がもたらされてきており、その都度、災害から得られた教訓を踏まえて対策が強化されてきた。このような中、平成23年の東日本大震災において、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大遡上高40mを超える大津波による未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成25年12月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定。新潟県でも平成28年3月に「新潟県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定した。

当市においても、法の趣旨を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、“人命の保護が最大限図られ”、“当市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持され”、“市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図り”、“迅速な復旧復興が行われる”ことを基本目標に、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築を目指し、「上越市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく計画である。同法第14条において「地域計画は、国基本計画との調和が保たれたものでなければならない」とされていることを踏まえ、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の手順を参考に策定する。

（1）計画の位置づけ

本計画は、国基本計画及び県地域計画並びに当市における最上位計画である上越市第6次総合計画との調和・連携を図るものとする。

（2）計画の期間

上越市第6次総合計画の計画期間と整合を図り、令和3年4月から令和5年3月末までとする。

3 計画の目標

国基本計画及び県地域計画との調和を図り、当市では両計画と同様に以下のとおり4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 上越市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

- I 直接死を最小限に抑える
- II 迅速な救助・救急・医療活動の実施及び被災者等の健康・避難生活を確保する
- III 必要不可欠な行政機能を確保する
- IV 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- V 経済活動を機能不全に陥らせない
- VI ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- VII 複合災害・二次災害を抑止する
- VIII 地域社会システムが迅速に回復できる条件を整備する

4 強靱化の推進

(1) 脆弱性評価の考え方

国基本計画で8つの事前に備えるべき目標ごとに設定されている“45の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)”をベースとしつつ、当市で考え得る42項目を設定し、それぞれのリスクシナリオに対応するために当市において実施する国、県、市の事業を導くための「対応方針」を検討した。

(2) リスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I	直接死を最小限に抑える	1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や人が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	密集市街地や人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		4	台風や豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		6	暴風雪に伴う交通途絶による多数の死傷者の発生、豪雪等に伴う多数の死傷者（建物倒壊、雪崩等）の発生
II	迅速な救助・救急・医療活動の実施及び被災者等の健康・避難生活を確保する	1	被災地、避難所での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2	長期にわたる孤立地域等の発生
		3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		4	大量の帰宅困難者の発生、混乱
		5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		6	被災地及び避難所、医療機関等における感染症等の大規模発生
		7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の心身の健康状態の悪化・死者の発生
		8	学校等が被災した場合における日中の子どもの居場所の消失
III	必要不可欠な行政機能を確保する	1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による市内の混乱、治安の悪化
		2	市内の地方行政機関、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3	広域かつ甚大な被害に伴う近隣自治体や関係機関等との相互応援・連携体制の麻痺
IV	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	1	災害時に活用する情報通信機能や情報サービスが使用できない状態となり、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		2	庁舎間、市内の国・県等行政機関、避難所、医療機関との連絡が不能に陥る事態
V	経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
		4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		6	食料等の安定供給の停滞
		7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
VI	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス・LPガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		3	廃棄物、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4	新幹線、高速道路等基幹的交通網から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
VII	複合災害・二次災害を抑止する	1	地震に伴う市街地、爆発物を扱う大規模な貯蔵施設・発電所・工場等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		2	臨海部の複合災害の発生
		3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（上下水道、ガス、電線共同溝等）の破損に伴う陥没による交通麻痺
		4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		5	有害物質の大規模拡散・流出
VIII	地域社会システムが迅速に回復できる条件を整備する	1	広域災害により大量に発生する災害廃棄物の広域的な処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		3	地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

(3) リスクシナリオへの対応方針

目標1 直接死を最小限に抑える

【I-1】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や人が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。
- ②市民に必要な情報を速やかに提供できる環境を整えるとともに、災害時において避難所と迅速・確実な情報連絡がとれる体制を整備する。
- ③公共施設等の耐震化、長寿命化等を推進する。
- ④住宅・建物などの大規模倒壊を防止するため、耐震化を推進する。
- ⑤交通施設等の大規模倒壊を防止するため、道路、橋梁の適切な維持管理を行うとともに、老朽化対策と耐震化を計画的に進める。

【I-2】密集市街地や人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①消防機能が停滞しないよう、ハード、ソフト両面から整備する。
- ②市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】

【I-3】大規模津波等による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②情報伝達手段の断絶に備える。

【I-4】台風や豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】
- ③市街地等の浸水被害を解消・軽減するための対策を推進する。

【I-5】大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】
- ③森林が有する公益的機能の発揮により、大雨による土砂の崩落を抑制する。
また、森林を適切に保全管理する。
- ④農地を適切に管理するとともに耕作放棄地の発生を防ぐ。また、水路やため池、農道などの農業施設を適切に管理する。
- ⑤地すべりの危険がある中山間地域における地すべり対策を促進する。

【Ⅰ-6】暴風雪に伴う交通途絶による多数の死傷者の発生、豪雪等に伴う多数の死傷者（建物倒壊、雪崩等）の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】
- ③冬期における道路交通を確保するため、持続可能な除雪体制を構築するとともに、消融雪施設が確実に稼働するよう適切に維持管理する。
- ④大雪による屋根雪重量の増加に起因する住宅や特定空き家等の倒壊を防ぐ。
- ⑤電気通信事業者、電力供給機関との円滑な連絡体制を構築する。

目標2 迅速な救助・救急・医療活動の実施及び被災者等の健康・避難生活を確保する

【Ⅱ-1】被災地、避難所での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

〈対応方針〉

- ①指定避難所における備蓄品を適正に管理する。また、避難行動要支援者等が適切に避難できるよう支援体制を整備する。
- ②被災地や避難所への食料等の物資輸送やエネルギー供給を確保するため、交通ネットワークを維持・整備する。
- ③被災地や避難所において、飲料水や燃料等の物資供給を確保するとともに、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整える。
- ④電気通信事業者、電力供給機関との円滑な連絡体制を構築する。【再掲】

【Ⅱ-2】長期にわたる孤立地域等の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②集落の孤立が発生しないよう交通ネットワークを確保する。
- ③情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】

【Ⅱ-3】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈対応方針〉

- ①常備消防、消防団の活動体制を整備・確保する。
- ②電気通信事業者、電力供給機関との円滑な連絡体制を構築する。【再掲】
- ③関係機関や各種団体など多様な主体の協力・連携・協働による災害ボランティアの受入れ体制を整備する。

【Ⅱ-4】大量の帰宅困難者の発生、混乱

〈対応方針〉

- ①バス事業者等の公共交通事業者間の連携を強化し、緊急時における代替手段を確保する。
- ②避難所における備蓄品を活用する。
- ③情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】
- ④広域交通網の寸断等による帰宅困難者が発生しないよう交通ネットワークを確保する。

【Ⅱ-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

〈対応方針〉

- ①県や周辺自治体、市内病院、関係団体等と連携し、医師の確保に取り組む。
- ②地震等の自然災害が発生しても地域の医療体制が確保されるよう、病院を始め、主要な医療機関においては施設の耐震化を実施するとともに、非常用電源を整備する。併せて、一定量の医薬品や医薬材料、水、食料等を備蓄する。
- ③医療体制を維持するため、エネルギー供給を確保するとともに、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整える。
- ④電気通信事業者、電力供給機関との円滑な連絡体制を構築する。【再掲】
- ⑤医療体制の確保、救命救急や物資輸送などのため、交通ネットワークを確保する。

【Ⅱ-6】被災地及び避難所、医療機関等における感染症等の大規模発生

〈対応方針〉

- ①避難所における感染症対策を徹底する。
- ②災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染拡大防止に必要な物品を備蓄する。併せて、予防接種が円滑に実施できるよう体制を整える。
- ③情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】
- ④感染症のまん延に備えるため、医療機関においては、医療従事者への感染防止や患者等への感染拡大防止に必要な物品の備蓄を行う。併せて感染対策に必要な知識を習得する。
- ⑤感染症の大規模発生にあつては、県が中心となり、市や医療機関、関係団体等が連携して対応に当たる。

【Ⅱ-7】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の心身の健康状態の悪化・死者の発生

〈対応方針〉

- ①避難の長期化による避難者の健康状態の悪化を防ぐ。
- ②外国人市民が避難した場合を想定した体制を整備する。
- ③情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】

- ④災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染拡大防止に必要な物品を備蓄する。併せて、予防接種が円滑に実施できるよう体制を整える。

【再掲】

【Ⅱ-8】 学校等が被災した場合における日中の子どもの居場所の消失

〈対応方針〉

- ①学校等が被災し、長期にわたり使用できなくなった場合に備える。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

【Ⅲ-1】 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による市内の混乱、治安の悪化

〈対応方針〉

- ①大規模災害発生に伴う治安悪化を防ぐ。
②情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】

【Ⅲ-2】 市内の地方行政機関、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈対応方針〉

- ①災害発生時に職員が適切な行動ができるよう、平時から備えておく。
②汚水処理を確実に継続するため、汚水処理施設の耐震化及び耐水化を進める。
③庁舎や通信手段の被災に備え、データのバックアップや複数の通信手段を確保する。
④木田庁舎及び総合事務所の非常用電源を適切に維持管理する。また、木田庁舎が使用不能となる場合に備え、最低限の設備を整えた代替施設を確保する。
⑤必要最低限の行政サービスを実施できるよう、業務継続計画を適切に更新するとともに訓練を実施する。

【Ⅲ-3】 広域かつ甚大な被害に伴う近隣自治体や関係機関等との相互応援・連携体制の麻痺

〈対応方針〉

- ①他地域の自治体との相互応援協定の締結など相互協力体制を構築する。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も行う。
②木田庁舎及び総合事務所の非常用電源を適切に維持管理する。また、木田庁舎が使用不能となる場合に備え、最低限の設備を整えた代替施設を確保する。

【再掲】

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

【IV-1】災害時に活用する情報通信機能や情報サービスが使用できない状態となり、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈対応方針〉

- ①情報伝達手段の断絶に備える。【再掲】

【IV-2】庁舎間、市内の国・県等行政機関、避難所、医療機関との連絡が不能に陥る事態

〈対応方針〉

- ①庁舎や通信手段の被災に備え、データのバックアップや複数の通信手段を確保する。【再掲】

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

【V-1】サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

〈対応方針〉

- ①地元企業の安定した事業基盤を構築する。
- ②サプライチェーンの寸断を防止し、地元企業の生産力を確保するため、交通ネットワークを確保する。
- ③地元企業の生産力の低下を防止するため、エネルギー供給の途絶を回避する。併せて、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整備する。

【V-2】コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

〈対応方針〉

- ①重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による企業活動の停滞を最小限に抑える。
- ②地元企業の安定した事業基盤を構築する。【再掲】

【V-3】海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

〈対応方針〉

- ①港湾被災や、航路による物資の輸送停滞を招かないよう、港湾関係者との連携を強化する。
- ②地元企業の安定した事業基盤を構築する。【再掲】

【V-4】基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

〈対応方針〉

- ①経済活動が停止しないよう、物流を担う基幹的な交通ネットワークを確保する。
- ②大規模災害発生時において、被災した交通機関の代替機能の確保及び早期復旧が図れるよう、関係機関の協力・連携体制を構築する。

【V-5】金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

〈対応方針〉

- ①地元企業の安定した事業基盤を構築する。【再掲】

【V-6】食料等の安定供給の停滞

〈対応方針〉

- ①農業者団体や市内小売事業者等との連携体制を強化する。
- ②農・水・畜産物を速やかに市場に流通させるため、物的被害を最小化させるとともに、被災後の速やかな事業再開ができるようにする。

【V-7】異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

〈対応方針〉

- ①水道水、生活用水の供給不足の影響を最小限にする。
- ②揚水機場やため池、用水路等の老朽化による供給能力の低下を改善する。
- ③水稲や園芸作物において、渇水による被害を最小化する。

目標6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【VI-1】電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス・LPガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

〈対応方針〉

- ①電力供給や都市ガスなどのエネルギー供給の途絶を回避するとともに、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整備する。
- ②大規模災害発生時におけるライフラインの早期復旧のため、民間事業者との相互協力を図る。

【VI-2】上水道等の長期間にわたる供給停止

〈対応方針〉

- ①水道の供給施設の被災による供給停止を防止するとともに、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整備する。

【VI-3】廃棄物、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈対応方針〉

- ①大規模災害の影響による廃棄物処理施設の機能停止が発生しないよう、強靱化した施設を適切に管理する。

【VI-4】新幹線、高速道路等基幹的交通網から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

〈対応方針〉

- ①被災した交通機関の代替機能を確保するとともに、早期に復旧が図られるよう、運行主体を中心とした関係機関の連携体制を構築する。
- ②新幹線、高速道路等の基幹的交通網や地域交通網など、交通ネットワークの機能停止を回避する。
- ③利用者に対する被害状況や避難に係る情報伝達手段を整備する。

【VI-5】防災インフラの長期間にわたる機能不全

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②大規模災害発生時に備え、救助、救急体制を整備する。
- ③台風や豪雨等による市街地等の浸水被害を解消・軽減するための雨水排水施設や樋門等が確実に機能するよう、適切な維持管理、改修を行う。
- ④災害発生時に、市民に速やかに情報伝達できるよう手段や体制を整備する。

目標7 複合災害・二次災害を抑止する

【VII-1】地震に伴う市街地、爆発物を扱う大規模な貯蔵施設・発電所・工場等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民への情報伝達手段が途絶しないよう、機器を適切に管理する。
- ②市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ③大規模災害発生時に備え、救助、救急体制を整備する。
- ④災害発生時に、市民に速やかに情報伝達できるよう手段や体制を整える。
【再掲】

【VII-2】臨海部の複合災害の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②大規模災害発生時に備え、救助、救急体制を整備する。【再掲】
- ③災害発生時に、市民に速やかに情報伝達できるよう手段や体制を整える。
【再掲】

【VII-3】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（上下水道、ガス、電線共同溝等）の破損に伴う陥没による交通麻痺

〈対応方針〉

- ①ガス・水道の供給施設の被災による供給停止や、下水道管などの汚水処理施設の破損を防止するとともに、応急的供給や早期復旧のための応援体制を整備する。

【VII-4】ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②市民への情報伝達手段が途絶しないよう、機器を適切に管理する。【再掲】
- ③災害発生時に、市民に速やかに情報伝達できるよう手段や体制を整える。
【再掲】
- ④大規模災害発生時に備え、救助、救急体制を整備する。【再掲】
- ⑤防災重点ため池の防災対策を進める。
- ⑥ため池、ダムの損壊や機能不全を防ぐため、施設管理者に対して適切な管理を働きかける。

【VII-5】有害物質の大規模拡散・流出

〈対応方針〉

- ①市民の健康及び周辺環境への影響を最小限に抑えるための取組を推進する。
- ②災害発生時において有害物質の大規模拡散・流出が発生しないよう、有害物質取扱施設等に対し、薬品等の適正管理を促す。

目標8 地域社会システムが迅速に回復できる条件を整備する

【VIII-1】広域災害により大量に発生する災害廃棄物の広域的な処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈対応方針〉

- ①大量の廃棄物発生を想定した処理方法を構築する。
- ②広域的な災害廃棄物処理のため、交通ネットワークを確保する。

【VIII-2】復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

〈対応方針〉

- ①復興を支える労働者、技術者等の人材不足を想定し、代替手段を構築する。

【Ⅷ-3】地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

〈対応方針〉

- ①市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。【再掲】
- ②復興を支える労働者、技術者等の人材不足を想定し、代替手段を構築する。
【再掲】
- ③地盤沈下等の予兆を見逃さないよう、定期的なモニタリングを行う。

【Ⅷ-4】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈対応方針〉

- ①自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮した取組を推進する。
- ②文化財所有者は、防災設備の設置や保存環境の整備を行うとともに、定期的な点検等を実施するなど、被災を想定した対策を準備しておく。
- ③文化財所有者や地域住民によって守られてきた文化財を将来にわたり引き継いでいくための保存・伝承体制を構築する。

【Ⅷ-5】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈対応方針〉

- ①市内官公庁や民間事業者からの協力を得るための体制を構築する。
- ②被災後の事業用地として活用できる市の普通財産についてリストアップするとともに、適切に維持管理を行う。

【Ⅷ-6】風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

〈対応方針〉

- ①地元企業の安定した事業基盤を構築する。【再掲】
- ②被災や風評被害により経営が厳しくなった企業に対する支援（資金繰り）を速やかに実施する。
- ③災害発生時における風評被害を最小限に食い止める。

5 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

本計画の「4強靱化の推進」に掲げる8つの事前に備えるべき目標ごとに設定した42のリスクシナリオに対応するための「対応方針」に基づく、国・県・市の計画事業を【資料編（別冊）】としてまとめ、毎年度、各事業の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業の追加・変更を行うこととする。

(2) 計画の見直し

本計画の期間は、総合計画と整合を図っているため、総合計画の策定時に併せて見直すことを基本とする。ただし、国及び県の国土強靱化に関する計画や施策の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

上越市国土強靱化地域計画
令和3年 月策定

発行：上越市

編集：上越市 防災危機管理部 市民安全課

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-5061

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>